

教 育 委 員 会 7 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 7 月定例会

開催日 令和 5 年 7 月 20 日（木）午前 11 時 00 分～午前 11 時 32 分

開催場所 議会棟 4 階 第 1 委員会室

出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、秋元委員、中澤委員、有山委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、下北教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、辻社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、阪本施設給食課長、大坪施設給食課長、坂本学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、大野青少年課長、竹山教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、岡本（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それではただ今から、教育委員会 7 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、中川委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 1 件、議決事項が 4 件でございますが、追加議案として、報告第 21 号「令和 5 年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」が提出されております。

そこで、報告第 21 号「令和 5 年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を追加し、報告第 20 号の後に、報告第 21 号を審議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

それではまず本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を、確認させていただきます。教育委員会定例会の議案書、追加議案書の 2 点でございます。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは議案書1ページ、「6月・7月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項ございますか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

6月・7月の一般事務報告をいたします。

6月20日から7月7日まで開催されました、令和5年6月市議会定例会は、6月28日及び29日に代表質問、7月4日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会(分科会)、7月6日に予算決算常任委員会(全体会)が開催され、また、本日7月20日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援につきましては、6月6日から7月10日までに、13件ございました。

そのうち新規の後援が3件で、1件目は、児童虐待について学び、教育環境について考えることを目的とした映画の上映会を開催する、寝屋川児童虐待減らそう会による『映画「ひとくず」無料上映会』、2件目は、子どもたちが日本の伝統文化への関心を高めることを目的に、茶道や和装作法の体験教室を開催する、一般財団法人全日本和装コンサルタント協会による「地域における子供たちの伝統文化の体験事業」、3件目は、地域スポーツの発展に寄与することを目的に、少年野球大会を開催する、北河内少年硬式野球協会による「第44回大阪府知事杯争奪 日本少年野球北河内大会」でございます。

その他継続の後援が10件で、1件目は、ベラ・ムジカによる、「佐山こうたジャズコンサートwithフレンドin寝屋川市」、2件目は、社会福祉法人大阪誠昭会こもれびこども教室寝屋川市駅前ルームによる、「第4回こもれびこども教室講演会」、3件目は、寝屋川囲碁将棋連盟による、「令和5年寝屋川市将棋初心者講座」、4件目は、寝屋川文化芸術祭実行委員会による、「令和5年度寝屋川文化芸術祭」、5件目は、一般社団法人日本こどもスポーツ協会による、「足が速くなる教室」、6件目は、寝屋川高校楽友会による、「寝屋川高校楽友会第29回コンサート」、7件目は、寝屋川市スポーツ推進委員会による、「第6回寝屋川市カラーリング交流大会」、8件目は、寝屋川市美術協会による、「第25回秋季展」、9件目は、2023エンジョイフェスタinねやがわ実行委員会による、「2023エンジョイフェスタinねやがわ」、10件目は、知的障害者を普通高校へ北河内連絡会による、『第28回「障害」のある子どもの高校進学を考える学習会』でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかに報告はございますか。

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

6月の一般事務報告をいたします。

資料に記載はありませんが、6月26日から28日まで、ディベート教育に係る熊本視察を行いました。総勢54名で、学び多き有意義な3日間となりました。

初日は、視察先である熊本県立八代中学校より、目指す子供像や教育内容についての研修会、2日目も同校にて、各学年のディベートに関する授業を参観させていただきました。中学1年生は、ディベートを含む子供たちの対話活動をよりよいものにするためのエンカウンター活動。中学2年生は、日本語ディベート、中学3年生は、即興型英語ディベートと、それぞれの学習段階に合わせた取組を視察させていただきました。

今回視察に参加した教員は、目標を明確にし、それを全教職員が共有しながら、一体となって取組を進めることの重要性を再認識しておりました。また、視察の取組を所属校や校区において、どのように生かしていくのか、真剣な対話がそここで行われておりました。

現地での学びを報告にまとめるとともに、冊子で「ねやがわディベート」の改訂、また、10月から12月にかけて市立全小・中学校が参加する、D-1グランプリ2023に向けて、今回の学びを生かしてまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかに報告はございますか。

では、ないようですので、次に、2ページ「7月・8月教育委員会行事計画書」について伺いいたします。

事務局から、何かございますか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

7月・8月の行事計画を御説明いたします。

8月17日に、教育委員懇話会及び教育委員会定例会、8月24日に、教育行政事務の点検・評価会議を開催いたします。

次に、8月30日から9月22日まで、令和5年9月市議会定例会が開催されます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかに報告はございますか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

7月・8月の行事計画を御説明いたします。

8月1日午前10時より、総合教育研修センターにおきまして、校長夏季研修会が開催されます。校長会課題別部会より、現状と今年度の取組の報告を行います。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかに報告はございますか。

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

8月の行事計画を御説明いたします。

8月23日午後3時より、市民会館大ホールにて、寝屋川教育フォーラム2023を開催いたします。今年度は、「一人一人が生き抜く力を身につける個別最適な学び」をテーマに、現行学習指導要領の改訂や、答申等に深く関わられております、上智大学奈須正裕先生より御講演をいただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかに報告はございますか。

では、ないようでございますので、「7月・8月教育委員会行事計画書」については予定どおり、よろしくお願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第20号「寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について」を議題といたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、報告第20号、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申につきまして、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問した令和6年度使用小学校教科用図書の選定について答申を受けましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

資料は4ページからとなっております。

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長より提出がありました。

6ページ以降につきましては、種目別の答申内容となっており、1、発行者には、各種目の発行者名が記載されており、2、まとめには、大阪府教育庁と同一の「目標・内容の取り扱い」、「人権の取扱い」、「発達段階への考慮」、「組織・配列」、「学び方の工夫」、「補充的な学習・発展的な学習」の6つの調査項目となっております。

本答申を受けまして、令和6年度に使用する小学校の教科用図書の採択をお願いし

たいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第20号「寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について」を報告どおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は報告どおりに承認することに決めます。

次に、追加議案書1ページでございます。

報告第21号「令和5年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第21号、令和5年度寝屋川市教育委員会事務局人事につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。令和5年8月1日付で11名の異動がございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第21号「令和5年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。19ページでございます。

議案第26号「寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第26号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則につきまして、寝屋川市立地域交流スペースを設置することに伴う、社会教育課の事務分掌の変更等を行うため、教育委員会の議決を

求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容につきまして御説明いたします。

21ページの新旧対照表を御覧ください。令和6年4月1日から施設一体型小中一貫校である市立望が丘小学校・中学校内に望が丘地域交流スペースを設置することに伴い、第5条の表中、社会教育部社会教育課の事務分掌として、「地域交流スペースに関すること。」を新たに加えるものでございます。

また、今回の改正に併せ、青少年課の事務分掌に、「青少年の居場所に関すること。」を規定するものでございます。

なお、附則として、この規則は、令和6年4月1日から施行し、青少年課の改正規定については、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第26号「寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、23ページでございます。

議案第27号「令和6年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

はい、古田課長

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、議案第27号、令和6年度使用中学校教科用図書の採択につきまして、令和6年度使用中学校教科用図書の採択を行いたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和6年度使用中学校教科用図書の採択を行うためでございます。

教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきまして、政令で定める期間、毎年同一のものを採択するとあり、その期間が政令で4年とされていることや、令和6年度は令和5年度と同一の教科用図書を採択しなければならないという国からの通知もございます。従いまして、中学校教科用図書につきましては、令和2年度に採択いただいた教科用図書に決定いただきたいと考えております。

24ページを御覧ください。こちらが中学校の教科用図書の一覧でございます。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第27号「令和6年度使用中学校教科用図書の採択について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、25ページでございます。

議案第28号「寝屋川市立地域交流スペース条例施行規則の制定について」を議題といたします。

はい、辻次長。

○辻社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました、議案第28号、寝屋川市立地域交流スペース条例施行規則の制定につきまして、寝屋川市立地域交流スペース条例第7条の規定に基づき、寝屋川市立地域交流スペース条例施行規則を定めるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、制定内容について御説明いたします。
26ページを御覧ください。

第1条は、趣旨について規定するものでございます。

第2条は、休所日について、毎月の第3月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を休所日とし、特別の事情があるときは、これを変更し、または臨時に休所することができる旨を規定するものでございます。

第3条は、開所時間について、午前9時から午後7時までとし、特別の事情があるときは、これを変更することができる旨を規定するものでございます。

第4条は、利用の登録に必要な手続等について規定するものでございます。

第5条は、施設の利用にあたって利用登録証の提示の求めがあったときは、これに応じなければならない旨を規定するものでございます。

第6条は、書面の様式について、社会教育部長が定める旨を規定するものでございます。

第7条は、社会教育部長への委任について規定するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を条例の施行の日とし、次項の規定は、公布の日から施行するものとするものでございます。

また、準備行為として利用登録及び利用登録に関し必要な手続を、この規則の施行前においても行うことができる旨を規定するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第28号「寝屋川市立地域交流スペース条例施行規則の制定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、28ページでございます。

議案第29号「令和5年度寝屋川市立小中学校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について」を議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。非公開とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは関係者以外及び傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

（関係者以外退室）

（入室）

○高須教育長

再開いたします。

議案第29号「令和5年度寝屋川市立小中学校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について」を原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。このほかに事務局から報告事項あればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会7月定例会を終了させていただきます。